

令和元年 6 月 14 日 開会

令和元年 6 月 21 日 閉会

(定例第 3 回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第42号

令和元年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月27日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和元年6月14日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	秦 伊知郎君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

令和元年 第3回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和元年6月14日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和元年6月14日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第1号 平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(南部町税条例等の一部改正について)
- 日程第7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南部町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第9 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第10 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第12 議案第40号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第43号 南部町森林整備基金条例の制定について
- 日程第16 議案第44号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第45号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第1号 平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）
- 日程第7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第8 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南部町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第9 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第12 議案第40号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第43号 南部町森林整備基金条例の制定について
- 日程第16 議案第44号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
-

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	藤原 宰君	書記 .....	石谷 麻衣子君
		書記 .....	船原 美香君
		書記 .....	杉谷 元宏君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	陶山 清孝君	副町長 .....	松田 繁君
教育長 .....	福田 範史君	病院事業管理者 .....	林原 敏夫君
総務課長 .....	大塚 壮君	総務課課長補佐 .....	加納 諭史君
企画政策課長 .....	田村 誠君	企画監 .....	本池 彰君
税務課長 .....	伊藤 真君	町民生活課長 .....	岩田 典弘君
子育て支援課長 .....	吾郷 あきこ君	教育次長 .....	安達 嘉也君
人権・社会教育課長 .....	角田 有希子君	病院事務部長 .....	中前 三紀夫君
健康福祉課長 .....	糸田 由起君	福祉事務所長 .....	岡田 光政君
建設課長 .....	田子 勝利君	産業課長 .....	芝田 卓巳君

---

## 議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 6月定例議会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

5月より令和という新しい時代がスタートいたしました。政府は、新元号に込められた意義を、一人一人の日本人があすへの希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせ、希望に満ちあふれた新しい時代を国民とともに切り開いていくと説明しています。私たち議員も新しい気持ちで活力のある議会と町政の発展のために、町民の皆様とともに夢や希望にあふれた南部町に向けて取り組んでまいりたいと思います。

さて、6月は梅雨の季節であります。農業にとっては大切な水を蓄える重要な時期でもありますが、一方では大雨による災害の発生しやすい時期でもあります。近年の自然災害は一極集中で、被害の拡大傾向にあります。南部町においても、日ごろから災害への備えと知恵の重要性を再認識して、自助・公助・共助の連携を図ってまいりたいと思います。

また、7月には第25回参議院議員通常選挙が予定され、秋には消費税の税率が改定される予定となっています。今後の国政の動向に注視し、おくれることなくその時節に合った施策を展開していくことが重要であると考えます。

本定例議会におきましては、一般会計補正予算、条例の制定や一部改正など重要議案について御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長のほうから説明がございしますが、町民の要望に応えるべく提出されます全ての議案に対しまして慎重なる審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達しますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

---

## 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 6月議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和元年第3回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

去る5月21日に、政府は、令和元年度春の叙勲受章者を発表し、南部町関係では前南部町長、坂本昭文氏が自治功勞によって旭日小綬章、元西部広域行政管理組合消防監、竹田新太郎氏が消防功勞により瑞宝双光章を受章されました。御存じのとおり、坂本前町長は、6期21年6カ月にわたり、旧西伯町長、さらに合併後の南部町長として町の発展に御尽力いただきました。南部町を代表し、御両名の御功績に感謝しますとともに、受章に対し衷心よりお祝いを申し上げる次第でございます。

さて、いよいよ東京オリンピック開催まで406日、パラリンピック開催まで438日に迫ってまいりました。聖火リレーは、来年3月26日に福島県を出発し、5月22日に27番目として鳥取県に入り、境港市、日吉津村、米子市を經由し、南部町に入ってくる予定です。組織委員会の発表によりますと、聖火ランナーは来年4月時点で、中学生以上で1人200メートル程度の走行であり、地域に何らかのゆかりがあれば国籍等は問わないと発表をしました。

南部町では約8名程度の方が聖火ランナーとして走ることが予定されており、希望される方は鳥取県実行委員会に1回と、スポンサー企業4社にそれぞれ1回ずつ、最大5回応募ができます。しかし、走行できるのは1人1回で、残念ながら公職にある、ここにおられる議員、そして首長はランナーにはなれません。早い企業では来週17日から募集が始まり、他の3社も24日から募集が開始されます。鳥取県実行委員会枠の募集開始は7月1日から始まり、締め切りは全て8月31日までとなっています。オリンピックの聖火ランナーというまたとないチャンスですので、町民の皆様にはぜひ御応募いただきますようお願いいたします。

詳細については、来月の広報をごらんいただきますようお願いいたします。

6月30日に予定しています南部町防災訓練では、役場、消防団、それぞれの集落、地域振興協議会で洪水や土砂災害などの水防災に対する訓練を行います。現在取りまとめた各地域での参加希望は86集落、後日実施予定集落が4集落と、ほぼ全集落で何らかの実施が見込まれております。

南部町消防団では、地域振興協議会や集落での土のう指導のほか、緑水園グラウンドで広域消防の指導のもと、救助資機材の取り扱い訓練を予定しています。また、役場職員は、西部広域消防、鳥取県警、陸上自衛隊の協力をいただきながら、災害対策本部と職員の初動訓練を実施する予定でございます。住民の皆様にもこの機会に、本年3月に全戸配布しました防災マップをいま一度確認いただき、御自宅の場所が豪雨の際に土砂災害の危険があるのか、または浸水被害が予想される地域なのかを御確認いただき、非常持ち出し袋や御家族との連絡方法、避難経路などを点検いただきますようお願いいたします。

次に、3月議会以降の消防団の出動でございますが、5月12日、13日両日、鶴田地内で行方不明者が発生し、延べ32名が出動いたしました。6月3日には、原地内で野焼きの広がりにより36名が、また、4月13日には、柿の霜防止のための点火が火災と誤って通報があり、この誤報により17名が出動しております。いずれもけが人等の発生はございませんでした。町民の皆様には、火の取り扱いには十分注意を払っていただきますようお願いを申し上げます。

次に、人口動態について御報告いたします。3月1日から5月末の間に出生された方は5人、

お亡くなりになられた方は46人でした。この間の出生数は5人と少ないのですが、12月までの出生予定数は、昨年46人に対し、本年44名であり、昨年とほぼ同数の出生が予定されています。誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたしますとともに、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたします。5月末現在の南部町の人口は1万826人で、高齢化率は36.14%でございました。

本定例会におきましては、令和元年度南部町一般会計補正予算、専決処分の承認など12議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進には必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただきまして御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和元年第3回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

5番、白川立真君、6番、三鴨義文君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。



#### 日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

最初に、鳥取県町村議会議長会役員会の報告をいたします。

役員会は5月15日、開催されました。

会長の挨拶、会務報告の後、協議に入りました。平成30年度歳入歳出決算について、定期総会の日程等について、事業日程等について、広報コンクール審査員の選定について、研修補助制度の創設についての検討がなされています。なお、定期総会は7月の8日、米子ワシントンホテルで開催することに決定しています。

次に、西部町村議会議長会臨時総会、連絡会ではありますが、5月24日、西部町村会事務局にて開催されました。

会長の挨拶後、新任議長の紹介がありました。4月の統一地方選挙で議長が交代しておりますので、報告をいたします。日南町議会議長に山本芳昭議長が選ばれています。日吉津村議会では井藤稔議長がこのたび改選で選任されました。

議長の紹介の後、議事の審査に入りました。議題として、県議長会役員補欠選挙について、西部町村議会・議長会役員補欠選挙について。連絡会の議題といたしまして、5月15日の県議長会役員会の報告がございました。5月28日、29日の全国正副議長研修会について、これは後ほど井田副議長のほうから報告していただきます。よろしく願いいたします。それから、7月22日、正副議長・局長研修会。8月の26日から28日、行政調査研修会。8月30日、自治功労者表彰式並びに議員の研修会並びに球技大会等の報告がありました。以上であります。

次に、議員からの報告を受けます。

議会改革調査特別委員会委員長、板井隆君。

○議会改革調査特別委員会委員長（板井 隆君） 議会改革調査特別委員会委員長の板井です。

3月定例議会からきょう本日までの間に特別委員会を開催しておりますので、報告をさせていただきます。

議題の内容といたしましては、青年議会の開催と住民の声をきく会の開催を、令和元年度、どのようにしていくかということで委員の皆さんと協議をし、相談をしたところであります。結果的には青年議会と住民の声をきく会を交互でやろうということで決まったこと。そして、令和元年度については、この新しい御代の時代を、まずは青年の皆さんに声を聞きたいということから、

青年議会をまず開催する。また、特に来年は選挙年でもあります。そういったことも含めて青年議会、そして住民の声をきく会を令和元年度から交互でやっていこうということで開催を決定しております。

青年議会については、前回、青年団、そして高校生サークルと大変お世話になりましたが、2回目については一般の方の公募も含めて行い、そして引き続き青年団と高校生サークルの皆さんにもお世話になろうということで決定をいたしております。3月の議会だよりではそのことを町民の皆様には報告をし、6月のこの定例議会の議会だよりで詳しく青年議員の公募をしますというようなことも書かせていただいております。

青年議会の開催時期については、ことしの1月行いました、やはりその辺がいいだろう。これは前回、青年議員が後でとりましたアンケート等にもよって決め、そして教育委員会の大下先生の意見も聞き、開催を決定したような次第です。この議会中には、研修会、勉強会、そして本会議の日程を決める予定にしております。2年連続ということで執行部の皆さんには大変御迷惑をおかけすることになりますが、どうか御理解をいただき、御協力をいただき、また、本会議までには、教育委員会の事務局の皆様には大変いろいろな面で御協力もいただく形になってくるというふうに思っております。どうか御理解をいただきまして、この青年議会の開催に議員も一生懸命頑張ってお応じていこうという決意を新たにしておりますので、御協力をいただきたいということをお願いし、報告とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

次に、地方行政調査特別委員会委員長、仲田司朗君。

○地方行政調査特別委員会委員長（仲田 司朗君） 地方行政調査特別委員会委員長の仲田でございます。3月議会以降、2回委員会を開催させていただきまして、その委員会の内容について報告させていただきたいと思っております。

5月15日と5月27日に開催させていただきました。

開催した内容につきましては、どこに行政調査をお願いしようかということでございました。

期日につきましては、7月の3日水曜日、福島県の浪江町、4日木曜日、宮城県南三陸町ということで、視察依頼の自治体のほうにも御了解を得ながら進めさせていただこうということで現在進行しておりますが、具体的に震災後8年を経たの行政の対応と状況についてお聞かせ願いたいということで現在論議をしているところでございます。

特に震災前と震災後の人口の動きだとか、避難者の状況はどうなっているのかとか、それからあとは復興計画が順調に進んでいるというところを、いろいろな進捗状況についてお聞かせ願

たいというようなことでございます。特に一番なのは、町民の防災意識がどのように変化したのかということ、あるいは今後の課題であります重要課題についてお伺いをしていきたいというように思っておるところでございます。

それから、両町とも同じものがございますけれども、今後の復興に対して町はどのような財政支援をされるのか、あるいはどのような形態でまちづくりを進めていくのかということにつきまして、詳しく調査をしていこうというように思っておるところでございます。

なお、議会最終日に骨子につきまして御報告をできたらということだと思っておる次第でございます。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、全国町村議会議長・副議長研修会。副議長、井田章雄君、お願いいたします。

副議長、井田章雄君。

○副議長（井田 章雄君） 11番、井田でございます。令和元年度全国町村議会議長・副議長研修会について報告いたします。

令和元年5月28日、東京国際フォーラムホールAにおいて、令和元年度全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、本県から15町村議会の議長、副議長が参加し、本町も出席いたしました。

研修では「～これからの町村議会を考える～」という演題で、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部地域行政学科長・教授の牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部准教授、長野基氏より「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」について、その概要を講演いただきました。

引き続き、昨年度の全国町村議会特別表彰を受賞された、長野県喬木村議会議長の下岡幸文氏より「小規模議会の在り方を求めて～夜間・休日議会の挑戦～」、次に、鳥取県若桜町議会議長の川上守氏、副議長の前住孝行氏より「町民に寄り添う議会を目指して～鳥取県若桜町議会の歩み～」、最後に、京都府与謝野町議会議長の家城功氏より「京都府与謝野町議会の取り組み～町民に信頼され存在感のある議会を目指して～」と題して、それぞれの議会の取り組みを講演していただきました。

また、令和元年5月29日、東京都、全国町村会館第2会議室において、鳥取県町村議会議長・副議長研修会が開催され、15町村の議会議長、副議長が参加し、当町も出席いたしました。

研修では、講師として、総務省自治財政局交付税課長の出口和宏氏より「地方財政の現状と課題」について講演をいただき、研修を終えました。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、報告第1号、平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。報告第1号、平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものでございます。

次ページ目をごらんください。なお、この件につきましては3月議会定例会におきまして、繰越明許費の設定の議決をいただいているもの及び今回専決処分をしたものでございます。

1ページ目から2ページ目まで繰越計算書つけておりますけれども、全29事業であります。

繰越額につきましては、総額4億8,129万7,673円となります。中身の事業につきましては、お読み取りをいただきたいと思います。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第1号、平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

#### 日程第6 議案第34号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第34号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案書のほう、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定によ

り、南部町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成31年3月28日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、お手元の新旧対照表のほうをお開きください。これに沿って御説明いたします。このたびの税条例の改正ですけれども、大まかなものをまずざっと言ってから中身に入っていきます。

まず、個人住民税の関係ではふるさと納税制度の見直しが行われました。2つ目が住宅ローン控除制度の拡充です。3つ目が子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置がとられています。

2点目が軽自動車税でございます。1つ目がグリーン化特例の大幅な見直し、2つ目が環境性能割の認定軽減措置でございます。

この中身について、では、1ページ目から説明させていただきます。新旧対照表の1ページ目、第34条の7、寄附金税額控除でございます。これはふるさと納税制度の見直しでございます、ふるさと納税の対象として総務大臣が指定する改正が行われました。ふるさと納税で、昨今ニュース等で話題になっておりますけれども、基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として総務大臣が指定するよう指定され、基準として寄附金の募集を適正に実施する地方団体で返礼品を地場産品とし、返礼割合を3割以下としているということの内容になりました。

続きまして、7条の3の2でございます。これは住宅ローン控除の拡充でございます。所得税のほうで令和2年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年間延長し、13年間とされました。延長された部分の住宅ローンの控除についても、所得税から控除し切れない額について、現行と同様、住民税から控除していくということが盛り込まれております。

続きまして、はぐっていただきまして、2ページ目です。2ページ目は、右側の旧のほうで第2項が削除されています。この削除された部分については、住宅ローン控除の申告において所得税のほうでは5年さかのぼっても、申告しても住宅ローン控除は受けられますが、住民税は納税通知書が送達されるまでが申告期限でした。これが削除されたことによって所得税と同じように住民税も住宅ローン控除が適用、さかのぼって申告されても適用になるというものでございます。

続きまして、3ページ目は、ふるさと納税制度の見直しですので省略します。

4 ページ目も同じくふるさと納税制度のことです。

5 ページ目の第 10 条の 2 の 6 項のところでもありますけども、これは東北大震災とか岡山の真備町でも海拔ゼロメートルなどの対策として、高規格堤防の整備というのが国のほうでなされておりますけども、その高規格堤防の建てかえに係る固定資産税に対して税額軽減がかかっていなかったものをこのたび軽減するというような内容ですけども、南部町は該当する地域がないので詳細は説明いたしません。

続きまして、6 ページから 7 ページ目は、上位法のずれとか項ずれの修正ですので省略します。

7 ページの最後のところ、16 条、軽自動車税の税率の特例でございますけども、これは軽自動車で 13 年過ぎたときから税額が高くなっていくという制度が、平成 31 年度もされるというところ、それとはぐっていただきまして、8 ページ、9 ページにかけては、29 年度のグリーン化特例の部分が削除されましたというところです。

はぐっていただいて、ここは現行のグリーン化特例が、31 年度分について項ずれが起きたので、その修正がかかっております。

11 ページの最後のところ、16 条の 2、軽自動車税の賦課徴収の特例ということでございますけども、以前、燃費の不正問題でその税金をどうするかというところでいろいろもめてたことがありましたけども、そのときは納税者自身に不正で本当は安くなっていたのが、追加の税がかかったんですけども、その税もその買った人の所有者に対して税をかけるようになっていましたが、このたびの改正でメーカー側に追加分を納税義務者としてするような改正がなされております。

はぐっていただきまして、12 ページ、2 条関係でございます。一番上の 36 条の 2、町民税の申告というところでも、7 項のところ申告書の記載事項の簡素化ということが整備されました。その内容としましては、前年において支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者の方が個人の住民税に関する申告書を提出するとき、確定申告で適用を受ける所得控除の額のうち、年末調整で適用を受けた所得控除の額と同額である所得控除についての内訳の記載を要しないという内容になっております。

次、その下の 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書というところでも、これは令和 3 年度からの適用にはなりますけども、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の導入が予定されています。その対象となられる方ですけども、今、寡婦（夫）控除というのが申告書の中にあります。女性の方、男性の方の寡婦（夫）というところですけど、それは既婚をしておられて寡婦（夫）になられたという方のみがその対象となっていましたけども、未婚の方も子供の貧困に対応するために、このたび制度改正によって対象となる

というような措置になりました。児童扶養手当の支給を受けていて、事実婚のない方で、前年の合計所得が135万以下であるひとり親に対しての住民税は非課税とするというような内容に改正されております。

次、13ページのところも先ほどの子供の貧困に対応するものでございます。

14ページは、項ずれの修正等ですので省略します。

15ページ、15条の2です。軽自動車税の環境性能割の非課税というところですが、本年の10月1日から消費税率が10%になって自動車取得税が廃止になって、そのかわりに環境性能割というのが賦課されるんですけども、自動車の需要が落ちるといけないということで、そこに書いてありますように令和2年9月30日までの間に取得した車について1%ずつ軽減していく、1%のものは非課税、2%のものは1%にというような軽減措置がこのたびなされました。

続きまして、15条の2の2です。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例ということですが、これは鳥取県が環境性能割の徴収をするための規定でございます。

続きまして、16ページでございます。先ほど言いました環境性能割が1%ずつ軽減されるというところで、15条の6は2%のものが1%に軽減されるという内容でございます。

続きまして、17ページにかかるところで、16条のところですけれども、軽自動車税の種別割の税率の特例というところなんです。13年経過した車が、自動車税が高くなるというのが当分の間、そのままこの制度が維持していきますよという内容でございます。

その下、2項のところはグリーン化特例ですね、燃費のいい車に対する軽減措置がかかっていたものですが、これが32年、33年も2年間延長かけますよという内容でございます。

続きまして、19ページのところですけれども、これも先ほど言いました燃費の不正問題、16条の2のところの規定の整備でございます。

はぐっていただきまして、20ページ、ここは先ほど言いました子供の貧困に対する非課税の範囲というところで、その制度、規定の整備でございます。

21ページの第16条の5項のところ、ここでグリーン化特例が大幅に見直されまして、令和4年度、令和5年度については電気自動車、天然ガス自動車に限り2年間延長かけていくというような内容になっております。

はぐりまして、22ページ、4条関係については省略します。

23ページの5条関係ですが、この内容については大法人の電子申告の義務化というのが規定されていたんですけども、その詳細についてさらに整備されまして、このたびの改正では災害等で電子申告が無理と認められる場合の措置、紙で提出してもいいよというような内容が盛

り込まれております。

税条例の説明については以上でございまして、施行は本年4月1日が基本的に施行日なんですけども、詳細についてはこちらの議案のほうの13ページのほうに各条文の施行日が載っていますので、そちらを御参考にしてください。

以上で税条例の説明を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けましたが、説明に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、専決処分にした町税条例の説明をお聞きしました。今回の町税条例については、中身は、個人住民税については住宅ローンの関係と非課税世帯をふやしていく、未婚等ですね、内容のこの2つ。それと、もう一つには、いわゆる車体課税が変更になるよということです。これは新聞紙上でも書かれているように、10月から予定されてると言われている8%から10%への消費税増税対策だというふうに言われてるんです。

この消費税のことは後ほど聞くとして、今回のこの2つのいわゆる減税になるよと大宣伝されているんですけども、例えばこの町税条例に関して出てきたこの2つの個人住民税と車体課税について、南部町ではどのような影響が出るのかということを知りたいんです。住民から見れば、10%に上がるけれども、住宅ローンと車体課税ではどのような方々が対象になって、どれぐらいの金額で、それがどれぐらい続くのか、この点についてわかるところをお示しいただけるでしょうか。私たちの手元にある今回の税制改正では、車体の課税では108億円、地方自治体ですね、市町村ですね、県はちょっと置いといてね。市町村やから軽が多いと思うんですね。これが車体課税では減額の108億円になると、こんなふうに出ているわけですよ。これは国やから大ざっぱに試算したと思うんですけども、とにかくそれが減税になるのだ。個人住民税でいえば、住宅ローンと子供の貧困に対するための非課税措置を広げていく中で、全体で94億円のお金が減ってくると言われています。

2つ目の質問は、このように個人住民税で減ってくる94億円、それから車体課税で減るという108億円のこの財源補填を地方自治体にはどのようにすると言っているのか。この点についてお伺いします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。税込減の補填は交付税のほうで措置されるというふうに聞いております。

あと、個別に幾ら影響額が出るかというのは試算しておりませんので、お答えできません。以



上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 担当課とすればそんなふうにお答えするしかないと思う。

町長、今回、消費税の増税10%になるについては、国税の問題だからなかなか市町村では判断しにくいと思うのですが、どういうふうに影響あるかということ、これ専決ですけども、町税条例にこんなふうには、消費税が変わることによって税制度も変えていかないといけないところが出てくるわけですね。国でいえば、108億円とか何十億円の、地方に、本来だったら市町村に入る分が減るんですよと言ってるわけですよ。

だとすれば、私たちは、例えば住宅ローンの、そしたら減税といったらどうなるかということ、住宅ローンも車も、多くの国民が言っているのは、消費税は全員に及ぶけれども、車を買った人、家を買った人にしか恩恵ないじゃないかと、こういう言われ方してるわけですよ。そういう中で、地方自治体ではこの消費税の影響どうなるのかということ、まず町が見とかないといけないのではないかと思うんですよ。とりわけこの分については、先ほど課長が両方とも地方交付税で来ると言ったんですけども、地方交付税で来るとどこにも書いてないんですよ。車でいえば、重量税で、譲与税で払うと書いてあるんですよ。この辺について、例えば、町長、首長さんたちは、こんなふうにするのいいけれども、消費税を引き上げる一方で、その対策として地方に入のお金を減らしてくるということについて、地方自治体はどんなふうと言ってるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。消費税のこの増税の問題については、各般にわたって多様な影響が出てくると思っております。これは国と地方の税の関係でございますので、先ほど真壁議員が言いました、あるものによっては譲与税で、またあるものによっては交付税で、国から地方が本来受けるべき税の補填は当然受ける、こういうことで決着はついてると私は思っています。私の考えは、当然地方が受ける損害、減税部分については国が補填するというぐあいに考えておるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の町税条例については、全協で課長もお述べになったように、消費税の増税が大前提の町税の条例の改正だと言ってるんですよ。とすれば、住民にどれぐらいの影響あるか、町財政にとってどうなのかということも検討すべきだと思いませんか。例えば住宅ローンが減税になります。期間は幾らか、消費税、仮に上がったなら未来永劫へ続くんだけど、これ何年間でしたっけ、上がるの。3年間、1年間、知れてるんですよ。それもここで見る限り

は、前回あった分に所得税から取れない分をほかで取ってもいいです、住民税を取ってもいいですよと決めるだけの内容なんですよね。車の課税の減税に至っては約1%減った。それも来年の1年間でしたっけ、でしたよね。そういうこと言ってるんですよ。その分を、少なくとも国民から見れば、住民から見たら、一体どれぐらいの影響あるのかというの知りたいと思うし、それはそしゃくして、私は、町税条例を変えていく以上は住民に説明していく必要があると思うが、どうかという点ですね、決着がついたとおっしゃいますが。

それと、もう一つには、町長に聞いておかないといけないのは、今回の地方税のこの税条例で、これは都道府県税ですから、町税には関係なかったからこの中に出ていないんですけども、地方法人課税において、新たに特別法人の事業税って制度を設けてくるという話が出ているんですよ。都道府県に本来入ったお金を、そのうちの3割を国が引き上げるというわけですよ。その3割を人口で割って都道府県に分けてくるというんですよ。これについては学者なんかも、本来、地方自治体の財政調整とか財源保障していくのは、地方交付税がもとなるのが当たり前はないかと。このように事業税を持ってこいと、今まで県に納めとった分を国に3割納めて、その分を全国に分け与えるんだと。これでは、減税になるのは東京都だけらしいんですけども、幾らか分けてやってるんだというやり方するんですけども、これが消費税と引きかえに、このよなやり方でやってくるということでは、今回の地方税法の最大の問題点は、事実的な地方財政を壊すものだということも言われてるんですけども、それについてどう思うかという点ですね。少なくとも町村とすれば、国が決まったから従うしかないということはわからんことではないですけども、せめて地方自治体に入ってくる財源確保はどうなるのか。本来であれば、こんなやり方はしないで、地方交付税でやるべきではないかというぐらい声を上げないといけないと思いませんか。その点についてどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 消費税にかかわる問題につきましては、地方六団体がこの春までの決着期間において、総力を挙げて交渉してきたところでございます。詳細についての問題については各般にわたっておりますので、私も細部にわたった一つ一つのことについては説明をできませんけれども、特に先ほど言われました県税などの問題についてはさらに問題が深いと思います。いろいろな課題はあるかもしれませんが、この問題の中で、要は地方税をどう確保するのかということでございますので、現時点で六団体との間の中で一定の妥結ができたというところが、私はこれは結節点だろうと思っています。問題等がありましたら、改めてこの問題について団体を通じて申し入れていきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 専決の原案に反対いたします。

まず1点目は、毎年言っておりますが、特にことしの町税条例のいわゆる改正ですね、私たちが言う改定は消費税問題が絡んでいます。そういう意味でいえば、これを3月31日までに専決しないといけないというのであれば、できれば専決という、これ少ないほうがいいわけですよ、できれば間に合う段階で議会にかけること。少なくとも、他町村に聞いたら、もうほとんどこれもいわゆる承認が終わってるって聞いたんですよ。どんなふうにしたのって聞いたら、臨時議会でやってるところが多かったんです。ほかに臨時議会にかけてって、うちは国保もなかったですから、6月議会まで一番近々の議会がここになったというんですけれども、なるべく専決を避けていくということと、特にこの地方税の問題については、30分やそこらの説明で、職員の方々はおかっても、議会の全員が可否を判断するだけの説明を受けて内容を理解したかという点については非常に疑問を持たざるを得ないという点でいえば、説明責任と準備という点では町側にも責任があるのではないかとということを自覚してほしいということが第1点。

2点目には、今回の地方税条例の改正は、大前提になっているのが消費税絡みだということです。今回の消費税問題については、多々、あと一般質問等でもありますけれども、多くの学者や関係者が、経済学者が指摘しているように、今、消費税を上げてしまったら大変だというような指標が出てくる中での増税を提案してるということで大きな議論が沸いていること。

それから、今回で見たら、地方税法で改正するということは、消費税によって増税になる対策をしないといけないわけですよ。金がないと言いながら、増税していく、消費税増税をとという一方で、高い、それが国民にとって負担増になるからどっかで軽減しようというやり方ですよ。こういうことで多くの国家公務員を仕事に使って、自治体でも、全国の自治体がこんなふうに応じているわけですよ。消費税増税せんかったらええんですよ。そういうことをもっと町財政の立場からと、いわゆる自治体の事実的な仕事をしていくためにも、地方交付税をふやす意味からも、今回のやり方に私は、住民の立場守ることと地方自治の守る立場から、懸念の意を少なくとも表明すべきだというふうに思っているところです。これは承認だから、国が決まったから仕方がな

いといいますが、国が決まって仕方がないという議会の結論出すのであれば、議会にかけなかったらいいんですよ。議会にかけてくるということは、この議会がこれをどう判断するかということも問われておりますので、この中身が適切なのかどうなのかという十分な論議をして、専決処分でも論議を深めて議決をとるべきだという点から見ても非常に不十分だという点、消費税大前提だという点から反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私はこの原案、議案第34号について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員のほうからるる反対のありました、最初の部分については、確かに議論を深めるという議員の立場からすれば、専決では物足りないという部分は否めないなというふうにも思っていますけれど、先ほどから反対の討論聞くと、要は消費税反対というのが全てであろうというふうに思います。私たちは3月の定例議会でその発議のあったものを否決しております。消費税上がることは、それは今の現状からすれば仕方がないのではないかと、決して上がることはいいことはないけれど、社会保障と税の一体改革という大きな目標を達成するためには、消費税2%は国民の皆さんに負担をしていただこう、そのほうがいいという判断を3月の定例議会でいたしました。

その中であっても、今の税制改正大綱に基づいて地方税法の一部を改正する法律が公布されて、この4月の1日から施行されているわけです。この改正は、先ほど言われました消費税に対する緩和ということもありますけれど、それ以上にふるさと納税の見直し、特に南部町は十分な対応を今までしてこられた関係で全く問題はありません。泉佐野市のように返礼品でふるさと納税をしっかりと集めるのではなく、同じ条件の中で対応していく、そういったことの見直しをする法律もあります。

そして、子供の貧困対策、さっき税務課長からも説明がありました。そういったようなこともあります。

消費税、これもやはり先ほど言ったように、国民の皆さんの負担は、これはお願いをしなくちゃいけないという、私たち議会も決定もしたところでもあります。そういった面からすれば、この上位法が変わった、それに対する南部町の税制の改正であります。当然従っていくべきということも思い、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第34号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

#### 日程第7 議案第35号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第35号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案書の17ページをごらんください。議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成31年3月28日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、先ほどと同様、この新旧対照表の27ページをお開きください。国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

27ページを1枚はぐって28ページのところ、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げで、現行58万円から改正後61万円に引き上げられます。

続きまして、第23条の第1項2号のところですね、5割軽減のところですけども、被保険者数に乗すべき金額を、現行27万5,000円から28万円に引き上げられます。

続きまして、その下のところ、2割軽減のところ。被保険者の数に乗すべき金額を、現行50万円から51万円に引き上げられます。

施行期日は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。以上、説明を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 説明が終わりました。提案に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保税条例の改正が専決で出てきました。これもです。

まず1点目には、専決処分を行うというときには、担当課ないし役場のほうは3月31日までにとすることと、国が決めてきたことやから議会に出したらもう通るやろうと思ってるんでしょうか。条例改正だけなんですよね。でも、ほかの議案はかかってきたら、議会で、本会議で3度まで質疑ができて、委員会の質疑を経て、委員会での可否を通して本会議で討論するというやり方をするわけなんですよ。専決は本会議場で3回まで質疑できますけれども、そこですぐ決っちゃうんですよ、承認するかどうか。この出し方が本来の議会や町政のあり方からしてどうかという点から見たら、少なくとも専決に出すのであれば、中身がわかるように準備をして議会に出してくるというやり方がいいと思いませんか、町長。

例えば今回も全員協議会で私がお聞きしたのは、国民健康保険税の税額が、最高限度額が58万円から61万円に上がるについて、今この対象世帯となっているのは何世帯あるのかということ聞いています。その中で、最高限度額を払っている、対象者となってる世帯の最低所得は幾らか、こういう聞き方もしました。なぜかという、この58万が61万になっても、3万円上がるんだけれども、町でいえば限度額やから、お金持ってるからいいじゃないかと言いますが、どれぐらいの世帯がこれだけの負担をしていて、それに耐えられるかどうかということが議員として判断できるかどうかという材料が要ると思いませんか。今、それ求めていますからお答えくださいね。

2つ目は、一つは最高限度額上げていくんですよ。国保税が大変やからというのと、均衡を保つという意味でしょうかね。今度出てきたのは、5割減額と2割減額の対象世帯をふやすための議案が出てきたんですよ。そうですね。一見したら、片や税を上げていく内容が出てきました。片や減額をする、法定減免を受ける世帯をふやす内容が出てきました。どういうことですか。国は今、国保税、料のあり方を、どうだから限度額をふやして、2割、5割軽減をふやそうとしているんですか。これは町長に聞くのと同時に、私が求めております5割、2割軽減が今回の条例改正で南部町ではどれぐらいの世帯に影響すると見ているのかという点を、課長が計算してくれておりますと思しますので、お聞きいたします。

それで、町長、先ほどの質問にお答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。私、真壁議員の質問を委員会のときにちょっと勘違いしております、58万から61万になって影響が出たところというふうに思ってしまって、該当世帯が4世帯あります。（「今が4世帯」と呼ぶ者あり）はい。全部ではないですが……（「わかりました。それも調べてきてください」と呼ぶ者あり）はい。（「所得」と呼ぶ者あり）所得が一番高いところで約1,700万。（「低いところは」と呼ぶ者あり）低いところがちょっと、その方たち、4世帯の中ではわかるんですけども、その下というところはわかってなくて、一番低いってところは7割軽減のところですか。（「違う」と呼ぶ者あり）この58万のところですか。（「最高限度額で一番低い世帯どこかって聞いてます」「ボーダーラインの部分」「ちなみに4世帯の一番低いの……」と呼ぶ者あり）一番低いのが約980万です。

あと、2つ目の質問です。2つ目の質問ですけども、軽減世帯がどう変わったかというところですけども、平成30年度と令和元年度の比較でお答えします。軽減世帯は、平成30年度が925世帯、令和元年度が935世帯、10世帯上がってしまっていて、率にして2%ふえています。よろしいですか。あとまだ何か。

○議長（秦 伊知郎君） 挙手をしてから質問するようにしてください。（「済みません」と呼ぶ者あり）

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。国保税のこの限度額の問題といえますのは、結局、一つ一つの自治体で勝手なことをしてもならないし、そういう面で全くベストヒットしてるとは私も思いません。しかし、国の中で全体押しなべて、国保税の問題というのは共通認識されてるところで、非常に低所得者が多いということや、それから高齢化が進んでるということに対して国が相対的にこの限度額を上げたものだろうと思っています。運協の中で一度御審議もいただきましたけども、代表の方に御異存はないということでもございましたので、一定の限度額を上げるということでもございますので、評価はいただけるのではないかと、このように思って提案したところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお聞きしておりますのは、限度額を上げることはいたし方ないのではないかとというのはわかりましたが、今回、この限度額を上げることと一緒に5割、2割軽減ですね、法定減免の世帯を広げる議案が出てきました。これは国がどういうことでこうい

うことをしようとしているのかと思ってるかということをお聞きしています。そこはどうかという点ですよ。

町長、私たち、今回、この国保の専決処分にはいけんと言いながら、今回のこれには反対しないんですよ。なぜかという、この2割、5割軽減の世帯がふえるということに賛成するからなんです。それで課長聞いている。だから、2割、5割、7割を一まとめにして九百何世帯というよな、そんなちょっと言い方しないで、それ積み上げには2割がどれだけが幾らにふえたか、5割が幾らかふえたかというのわかるでしょう。それ答えてほしいんですよ。そうじゃないと、やることが、どういうところで評価して賛成していくんだって、黙って出たもん全部賛成するわけやないねんですからね。こういうふうに住民にとっていい影響があるからということ、そういうのは少なくとも国は今、出してきたから、それについて町ではどうなのかということをお述べいただきたいんですよ。そうじゃないと考える。その数字出ますか。

それと、町長、これは国保の今回の、全国的にこれが出たときに、2割、5割軽減の層を広げていくということについては、賛成をもってどこの自治体も受けとめられてると思うんですよ。なぜかという、国保が高過ぎるからですよ。

南部町でいえば、先ほど言った58万からでも61万、最高限度額の世帯も二十何世帯ありましたよね。一番低いところは私たちが思っている以上に低い所得だったんですよ。なぜかという、人数が多くて最高限度額に触れてきていますからね。そういう意味でいえば、課長、一番高いところだけ言って座らないで、高いのは1,700万わかったから、一番低いところの、ほな、4世帯のうち980万というのは何人の御家族なのかということと、後の委員会でもいいですから、最高限度額の世帯の一番所得の低いのかということとをどっかで説明していただけないか。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） そうしますと、軽減世帯の数字についてももう一度お答えしてまいります。

30年度の2割軽減世帯、164世帯、同じく5割世帯、326世帯、7割軽減が435世帯、軽減なしが548世帯で、合計1,473世帯。令和元年について、2割軽減世帯が183世帯、5割軽減が307世帯、7割軽減が445世帯、軽減なしが507世帯、合計1,442世帯でございます。

それと、先ほどの限度額にひっかかった世帯ですけれども、一番高い1,700万ぐらいと言ったのが2人です。その次が1,570万ぐらいで3人、その次が1,040万ぐらいで6人、4



番目の980万ぐらいと言ったのが6人ですね。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第35号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第8 議案第36号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第36号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、次は、議案書の20ページでございます。議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南部町一般会計補正予算（第7号））。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度南部町一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分をする。平成31年3月29日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。それでは、補正予算書（第7号）により説明をさせていただきます。

.....

議案第 36 号

平成 30 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）

平成 30 年度南部町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 175,873 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,499,157 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 29 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....

そういたしますと、まずは 4 ページをごらんください。ここには第 2 表、繰越明許費の補正でございます。追加でございます。農地耕作条件改善事業、しっかり守る農林基盤整備事業、町道東西町スポーツ広場線改良事業、農地災害復旧事業（単独）、合計 840 万 6,000 円を追加するものでございます。

その下、2、変更でございます。町道定期点検事業を 771 万 5,000 円へ増額、林道災害復旧事業（単独）を 1,103 万円へ増額、道路橋梁災害復旧事業（単独）を 1,209 万 7,000 円へ増額、河川災害復旧事業（単独）、これを 375 万 6,000 円へ増額、単県斜面崩壊復旧事業を 4,807 万円へ増額するものでございます。

続きまして、5 ページでございます。5 ページにつきましては、地方債の補正の変更でございます。起債の目的につきましては、過年度林道災害復旧事業（補助）でございます。補正後の限度額を 90 万円に変更をするものでございます。起債の方法、利率、償還方法については補正前と同じでございます。

それでは、歳出から御説明をさせていただきます。10 ページをごらんください。主なものを説明したいと思います。2 款総務費、1 項総務管理費、9 目企画費でございます。425 万 9,000 円減額し、5 億 4,056 万 4,000 円とするものでございます。これにつきましては

鳥取県西部地域企業立地促進事業補助金の件数の確定による減及び賀野サテライト拠点施設の維持管理費、主に光熱水費でございますけども、その減によるものでございます。

4 項選挙費につきましては組み替えでございます。

1 1 ページをごらんください。3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費でございます。9 9 万 1, 0 0 0 円減額し、4, 0 4 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。主にシステム変更による委託料が減額になったための補正でございます。

2 目扶助費でございます。1, 7 2 3 万円減額し、7, 7 7 7 万円とするものでございます。これにつきましては扶助費の支給額の見込みが少なかったために減額するものでございます。

続きまして、4 款衛生費、2 項環境費、1 目環境衛生費でございます。3 1 万 8, 0 0 0 円増額し、1 6 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。これは墓苑事業特別会計に繰り出しするものでございます。

2 目環境対策費でございます。4 3 9 万円減額し、3 7 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。これにつきましては自然エネルギー等活用促進事業の補助金の申請数の確定により、不用額を減額するものでございます。

1 2 ページをごらんください。同じく 3 項清掃費、1 目塵芥処理費でございます。7 5 1 万 4, 0 0 0 円を減額し、3 億 1, 8 5 2 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。これにつきましては負担金の額の確定による不用額の減ということになります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、8 目畜産業費でございます。2 2 8 万 4, 0 0 0 円減額し、3 9 0 万円とするものでございます。これにつきましても補助金額の確定による減額ということになります。

2 項林業費、2 目林業振興費でございます。2 0 9 万 3, 0 0 0 円減額し、3, 8 9 5 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。これにつきましては事業実施計画の変更による事業費の減ということになります。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費でございます。1 7 5 万 8, 0 0 0 円減額し、1 億 5, 9 6 6 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。これにつきましては事業の実績による減額ということになります。

3 目道路維持費です。6 0 2 万 3, 0 0 0 円減額し、6, 0 4 0 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。これにつきましては除雪の実績の減及び補助金の確定による減額ということになります。

次ページ、1 3 ページをごらんください。9 款教育費、5 項保健体育費、3 目学校給食費で

ざいます。277万9,000円減額し、1億2,008万8,000円とするものでございます。これは学校の賄い材料費の確定によるものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費につきましては、1,670万円減額し、3,900万円。それから、2目の農業用施設災害復旧費は2,370万円減額し、3,100万1,000円。3目林業施設災害復旧費は6,439万6,000円に減額し、2億3,290万円となります。これにつきましてはそれぞれ災害査定や実績見込みによりまして事業費を減額するものでございます。

続けて、14ページをごらんください。2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費でございます。900万円減額し、6,450万円。あわせて、2目河川災害復旧費、1,100万円減額し、2,800万円とするものでございます。これはそれぞれ実績見込みによる工事費の減と測量設計委託料の増額によるものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。7ページをお願いします。これも主なものを説明させていただきます。10款地方交付税でございます。1億1,136万4,000円増額し、33億5,165万円とするものです。これにつきましては特別交付税の額の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金から、次のページの15款県支出金、2項県補助金までは、歳出側の事業費の減額に伴う歳入の減ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続けて、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目太陽光発電事業特別会計繰入金は172万3,000円減額し、4,160万7,000円となります。これにつきましては太陽光発電事業特別会計のほうから、売電収入でございますけれども、一般会計への自然エネルギー機器等の導入の補助金の実績が確定したことによる繰入額の減というふうになります。

同じく2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては決算見込みにより4,000万円減額し、基金繰り入れを行わないとしたものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。2目減債基金繰入金です。1億5,600万円減額し、2億4,400万円とするものでございます。

以下、お読み取りいただきたいと思ひます。

15ページをお願いします。15ページでございます。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込み額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして64億1,236万4,0

00円となります。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案内容につきまして説明を受けました。質疑ありませんか。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） この中の自然エネルギー政策についてちょっと質疑をさせていただきますか。

幾つかの事業があるんですけども、全体的に執行率が低い原因は何だと考えてますかというのが質疑なんですけども、例えば住宅用太陽光発電は51%、省エネ設備については60%、まきストーブ、ペレットストーブなどの自然エネルギー事業は33%、太陽熱利用機器は14%、エネファームについてはゼロ%、この原因は何だと考えておられるでしょうか。いわゆる想定よりちょっと大きく見積もってしまったか、それともPRが不足だったのか、それとも住民が使いづらいような何かこの事業に課題があるかというようなところをひとつ聞かせていただきたいのと、この自然エネルギーの活用についてはまだまだ研究をする余地は十分にあると思っております。今後そういう研究をされますでしょうかという質問。この2点でお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。議員の執行率の理由なんですけども、それぞれの事業ですと補助金等ありますけども、実際の平均価格、工事に対する価格が結構200万近い事業とかもあったりしまして、そうやすやすと補助金があるからといって事業ができないというところがあるかと思えます。それに、太陽光とか省エネ関係ですけども、台所のリフォーム関係というのが結構大きなところもあるかと思うんですけども、なかなかそういったリフォーム的なところもなかなか数もないのかなというところがあるかと思えます。

今後ですけども、南部町につきましては太陽光の特別会計がありますので、そうした他町村にないものといいますかそうした基盤がありますので、そうしたことをもっとPRして町民さんのほうへの拡大をしたいと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君、よろしいですか。

ほかにありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、歳入の点からですね。1点、7ページの地方交付税が補正額、特別交付税が1億1,136万4,000円出ています。ほぼこの専決で確定しておると思っておりますので、地方交付税の総額は平成30年度この金額になるのかということと、この特別交付

税と普通交付税のこの金額の内訳を教えてください。

2点目は、これも歳入のところの8ページから9ページにわたりまして、いわゆる基金繰り入れが予定した5億1,000万より3億少し、約6割で済んだという問題。これについて平成30年度、詳しくは9月の決算で説明されると思うのですが、予定していたより基金が少なく済んだ。順調に進んだのか、事業しなかったのか、この辺をどう見ているのかという点。

それから、済みません、もう一つつけ加えて、雑入の老朽危険家屋等解体処分負担金、減額の379万3,000円。これ説明資料に出てなかったんじゃないかと思うんですけども、負担金が入らなかったということは、しなかったのか、予定してるお金が入らないのか、どういう状況なのか教えていただきたい。

歳出のところについては2点あります。1点は、民生費関連、11ページの生活保護の扶助費が減額の1,723万。約1割近いお金が残ってきたのではないかと思うんですけど、残ったこといけないと言ってるのではなくて、前年ないしは予定していたよりどうなったのかという点で、生活保護扶助を受けた世帯と人数の昨年比がわかればありがたい。これでもしかしたら人数が減らなくても、病気とかが少なかったのかとも思っているんですけども、この減ったということの説明を具体的な数字を示して聞けたらわかりやすいという点。

それから、次、最後です。12ページ、農林水産業費の中の森林整備地域活動支援事業、減額の209万3,000円です。これをどうも説明資料で見てたら半分が減額になってるんですね。予定していた集落ができなくなった。どこができてどこができなかったのか、そのできなかった理由についてお聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。まず、歳入のほうから御質問いただきました。

平成30年度の交付税の話ですけれども、普通交付税が約29億でよろしいですか。それから、特別交付税、特交のほうは約4億5,000万という形になります。合わせますと、交付税全体では約33億5,000万ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一点、基金の繰り入れの話でございます。当初5億ぐらゐを予算化してございましたけれども、30年度につきましては3月議会のほうで若干マイナスの補正をさせていただきましたし、今回、1億5,600万落としまして、事業費の精査、あるいは縮減に努めたということで御理解をいただきたいというふうに思ひます。私のほうからは以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。9ページの雑入の老朽危険家屋等解体処分負担金の減額ですけども、解体予定の家屋がございましたが、解体をしなかったということで、事業をしなかったものです。ですので、負担金が入らないということではなく、事業をしなかったということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、岡田光政君。

○福祉事務所長（岡田 光政君） 福祉事務所長です。11ページの生活保護の扶助の件で御質問いただきました。

真壁議員言われたとおり、医療費の関係が当初の見込みよりも少なかったということです。大きな病気とか大きな手術がなかった関係で医療費の支出のほうが少ないということになっておりますので、よろしくお願いします。

それとあと、世帯数と人数ということですけども、30年度末が51世帯の68名、29年度末が45世帯の58名になっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。森林整備地域活動支援の交付金のほうの森林経営計画の面積減による減額はなぜかということにお答えいたします。

当初の対象は、これ全て、最初は林班全ての面積を対象としまして計画をいたします。その計画は、金田地域と池野地域、金山地域、八金地域、与一谷地域という地域で計画をしておりました。実際この森林経営計画を立てるに当たりましては、その林班の2分の1以上がまとまることが条件となっております、その個々の林班の中で不在地主さんですとか、ちょっと連絡がつかないというところもございまして、金田、池野、金山、八金につきましては、そういったところを除いてほぼほぼの面積で契約、協定が結ばれたということですが、残る与一谷地区におきましては、西部森林さんにも聞き取りをいたしました、経営計画の意義やメリットのほうの説明が十分に得られなかった、理解をしていただけなかったということでなかなか合意に至らなかったというぐあい聞いております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません、委員会がないから聞いててあれですけども、地方交付税が内容わかりましたが、これは今回の33億5,165万というのは昨年に比べてどうだったのでしょうかということと、特交の4億5,000万というのは、これも昨年に比べてどうだったのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それと、老朽家屋の危険家屋が、事業ができなかったという理由について、ちょっと教えてく

ださい。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。平成29年度の普通交付税につきましては、約29億6,000万円ということです。それから、特交のほうでございますけれども、約4億1,300万円ということになります。全体で増減を比べてみますと、2,400万の減ということになります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。老朽危険家屋の解体をしなかったということですけども、予定としましては町のほうで工事をして負担をもらおうという予定、計画しとったわけですけども、結果、所有者の方のほうで今、徐々にですけども、解体をされてるということが進んでおりまして、そういったものになります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第36号、専決処分の承認を求めることについてを諮ります。

議案第36号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

ここで休憩をとります。再開は2時50分にします。

午後2時35分休憩

-----  
午後2時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

-----  
日程第9 議案第37号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。



町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案書の22ページからでございます。議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分をする。平成31年3月29日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。それでは、予算書をごらんいただき説明させていただきます。1ページ目をごらんください。

-----  
議案第37号

平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,080千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,344,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝  
-----

5ページの歳出から説明させていただきます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費でございます。2,042万1,000円を減額し、8億1,878万円とするものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費でございます。1,666万1,000円を減額し、374万1,000円とするものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でございます。278万3,000円を減額し、1億2,545万6,000円とするものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費でございます。253万7,000円を減額し、ゼロ円とするものでございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございます。168万円を減額し、168万円とするものでございます。これらは実績額による減額でございます。

歳入でございますが、4ページをごらんください。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、3,613万8,000円を減額し、9億8,982万4,000円とするものでございます。内訳としまして、普通交付金が4,329万6,000円の減額、特別交付金715万8,000円の増額で、それぞれ実績額によるものでございます。

8款繰入金、1項繰入金、2目基金繰入金、794万2,000円を減額し、2,005万8,000円とするもので、実績に伴う減額でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の専決は、国保、4,408万の減額、ほとんど保険給付費の減だというふうに説明がありました。

そこでお聞きするんですが、これはもう専決で平成30年度の数値がほぼ確定してくるのかなと思うんですけども、この給付費について言えば、昨年度で比べてどうだったのか、それと平成30年度の計画値から見てどうだったのか、その数字の対比を教えてくださいたいのです。それでふえているか減ってるか、その傾向と理由をどんなふうに見ているかということをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。療養給付費ということで、一般、退職絡めて説明させていただきますと、平成30年度の一般、退職合わせまして、療養給付費のほうは1人当たりが33万1,708円療養給付費かかっておりまして、昨年29年度につきまして31万1,364円ということで、6.53%の伸びとなっております。

計画値、当初予算に比較しましては、ちょっとパーセントは出しておりませんが、まず一

般療養給付費にしますと8億3,920万1,000円という予算を立てておりまして、2,042万1,000円の減額となっております。退職につきましては、決算では、決算といいますか、確定値では約374万円給付しておりますけども、計画値としては退職の方はだんだん減っておりますので、計画値の当初では2,040万2,000円の予定を立てておりまして、大幅に減にはなっております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の専決を見る限り、要はこんなふう給付費が4,000万ほど少なくなったので、基金の繰り入れが、当初していたよりも790万ぐらい減らして、当初、基金をほとんど全部使ってしまうと言ったたやないですか。要は800万ぐらい残るよというふうに見ていいわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。基金4,000万ありまして……（「4,000万、投入2,000万」と呼ぶ者あり）もとは30年当初4,000万ありまして、先ほど真壁議員おっしゃったように全部使う予定ではなくて、2,400万ぐらいの予定をもくろんではおったところです。以上です。（発言する者あり）実際、基金の取り崩しが2,000万……（「で済んだということ」と呼ぶ者あり）はい、済んでおります。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 板井です。私は、事業説明書の51ページ、出産育児一時金のところなんですけれど、当初予算から見ると約半分に減っているということなんですけれど、これは今の少子化というか、なかなかそういった形で子供を産んでもらえない、また、それに対する国保に入っている方が少なかったということもあるかもしれませんが、この辺の内容についてどういうふうに分析をしておられるのか確認をとります。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。出産育児一時金につきましては、結局168万円になっておりますが、これは4件なんですけども、当初予定ですけど8件を予定はしておったんですけども、何があるか、当初は11月ぐらいに予算を立ててしまいますので、多目にちょっと組んであったところもありますし、出産育児一時金につきましては入の交付税のほうには関係ありませんので、ちょっと多目に立てておったということがございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（８番 板井 隆君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 37号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 37号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

#### 日程第 10 議案第 38号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 38号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、続きまして議案第 38号でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成 30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 2号））。

地方自治法第 179条第 1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第 179条第 1項の規定により、平成 30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 2号）について、次のとおり専決処分をする。平成 31年 3月 29日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。予算書のほうをごらんいただき説明させていただきます。1ページ目をごらんください。

.....  
議案第 38 号

平成 30 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 668 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,511 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

平成 31 年 3 月 29 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝  
.....

歳出から説明させていただきます。5 ページ目をごらんください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。11 万 3,000 円を減額し、107 万 3,000 円とするものでございます。主なものとしましては需用費の減額でございます。

2 款諸支出金、1 項償還金、1 目償還金でございます。37 万円を減額し、143 万 8,000 円とするものでございます。これは返還のあった墓地の利用者さんに返還金を出したものでございまして、全部で 6 件ございました。

次に、歳入でございます。4 ページをごらんください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料でございます。96 万 9,000 円を減額し、122 万 2,000 円とするものでございます。実績によるものでございます。

続いて、2 項手数料、1 目墓地手数料でございます。1 万 7,000 円を減額し、69 万 4,000 円とするものでございます。こちらも実績によるものでございます。

次に、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。歳出総額から歳入総額を引きまして不足額を算出し、31 万 8,000 円を増額し、59 万 3,000 円とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 38 号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

### 日程第 11 議案第 39 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 11、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第 39 号でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号））。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページの専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）について、次のとおり専決処分をする。平成 31 年 3 月 29 日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。それでは、予算書をごらんいただき説明させていただきます。1 ページ目をごらんください。

---

議案第 39 号

平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日

専決 南部町長 陶山清孝

歳出から説明させていただきます。5ページ目をごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費でございます。463万1,000円を増額し、4,183万6,000円とするものでございます。主なものとしまして、基金への積立金の増でございます。

2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費でございます。172万3,000円を減額し、4,160万7,000円とするものでございます。これはエネルギー関連の補助金の実績による減額でございます。

次に、歳入でございます。4ページ目をごらんください。主なものとしましては、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、6万9,000円を増額し、7万円とするものです。前年度の繰越金でございます。

4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入、200万円を増額し、7,400万円とするものでございます。売電収入実績によるものでございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第39号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

---

日程第 1 2 議案第 4 0 号 から 日程第 1 7 議案第 4 5 号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第 1 2、議案第 4 0 号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第 1 7、議案第 4 5 号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 1 2、議案第 4 0 号から日程第 1 7、議案第 4 5 号までの提案説明をお願いいたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、私のほうから条例関係の議案について説明をさせていただきます。まず、議案第 4 0 号でございます。消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは消費税率の 1 0 %への引き上げが本年の 1 0 月 1 日から施行される予定となっていることに伴いまして、関係条例の整理に関する条例を制定し、税率改定に対応をしようとするものでございます。

内容ですが、6 条立ての構成とさせていただいております。まず第 1 条では水道料金、第 2 条では下水道使用料、第 3 条で農業集落排水使用料、第 4 条で浄化槽の使用料、第 5 条では病院使用料等、そして第 6 条ではし尿処理手数料について、それぞれ税率を 1 0 %とした使用料等に改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和元年 1 0 月 1 日からとしております。なお、引き上げ後の利用料金等の適用につきましては、それぞれ附則において定めております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

続きまして、議案第 4 1 号でございます。南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。



次のとおり南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは選挙の執行経費等を定めている国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴いまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬のうち、この法律の規定により定めている報酬に該当するものについて、一部改正を行うものでございます。

具体的には、投票所の投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人などの報酬を増額の改定をするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第42号でございます。南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは任期付職員において適用除外となっている手当の見直しを行いまして、専門的な知識、経験を有する人材の確保を確実にを行うことを目的として、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、各種手当の適用除外を規定している条例第8条について、従来は一律に適用除外を規定しておりましたが、採用形態によってそれぞれ適用除外とする手当を規定するように改正をするものでございます。これによりまして、管理職としての任用が想定される採用形態には管理職手当や管理職特別勤務手当の支給が可能となるものでございます。

この条例の施行日は、令和元年7月1日からとしております。なお、改正後の適用除外規定は、この条例の施行の際に現に採用されている任期付採用職員についても適用することとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第43号でございます。南部町森林整備基金条例の制定について。

次のとおり南部町森林整備基金条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、市町村が取り組む森林整備の促進等に要する費用に充当することを目的として、新たに譲与されることとなりました森林環境譲与税について、後年度における事業に要する費用に充てるため、基金を設置をするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。それでは、議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）。

.....  
議案第44号

令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,748,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月14日

提出 南部町長 陶山清孝

令和元年6月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....  
そういたしますと、4ページをごらんください。4ページには、地方債の補正でございます。起債の目的、複合施設整備事業債。限度額、6,050万円。起債の方法、証書借り入れでございます。利率、償還の方法については記載のとおりでございます。これにつきましては複合施設の整備のための借り入れを追加するものでございます。

次に、8ページをごらんください。8ページから歳出の主なものを御説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費でございます。245万8,000円増額し、3億9,776万4,000円とするものでございます。これにつきましてはハンリム大学からのインターンシップ学生を招聘しまして、インバウンド対策に活用するためのものでございます。

14目合併事業費でございます。351万円増額し、1億470万4,000円とするものでございます。コミュニティバス運行事業による委託費の増と、複合施設整備事業のうち各種申請

料が必要となったためのものでございます。

9ページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。1,058万4,000円増額し、3億6,537万7,000円とするものでございます。これにつきましては総合福祉センターしあわせのヒートポンプチラーの修繕による増額ということになります。

2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費でございます。984万5,000円増額し、1,749万1,000円とするものでございます。無償化に伴う子ども子育て支援システムの改修によるものでございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。158万4,000円増額し、3,686万7,000円とするものでございます。これにつきましてもシステムの改修に伴うものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。410万4,000円増額し、6,720万9,000円とするものでございます。これにつきましては健康管理センターのエアコンの修繕を行うためのものでございます。

10ページをごらんください。同じく2目予防費につきましては、286万3,000円増額し、3,617万1,000円とするものでございます。これにつきましては風疹の予防接種推進のためのクーポンを作成するための経費でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。103万6,000円増額し、1億3,790万6,000円とするものでございます。これにつきましては汗かく農業者支援事業の申請見込みの件数の増に対応するためのものでございます。

2項林業費、2目林業振興費でございます。420万円増額し、4,635万6,000円とするものでございます。これにつきましては森林環境譲与税を活用しまして、間伐の促進に向けた事業、あるいは森林管理に関する所有者の意向調査ということが盛り込まれているものでございます。

11ページをごらんください。6款商工費、1項商工費、2目観光費でございます。96万7,000円減額し、2,893万9,000円とするものでございます。これにつきましては体験型の観光推進事業において地域おこし協力隊の応募がなかったことから、観光協会で職員を雇用するために観光協会に補助金といたすものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。それとあわせまして3目道路維持費につきましては、それぞれ工事請負費から委託料等への組み替えをお願いするものでござ

ざいます。

12ページをお願いします。8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費でございます。369万6,000円を増額し、2,887万8,000円とするものでございます。これにつきましては消防団員の退職に伴う退職金ということになります。

同じく3目災害対策費につきましては、221万8,000円増額し、7,970万7,000円とするものでございます。これにつきましては鳥取県の連携備蓄による備蓄数量の増加等によるものでございます。

続いて、13ページをお願いします。9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費でございます。359万3,000円増額し、1億2,912万5,000円とするものでございます。会見給食センターの屋根の陸屋根部の部分ですけれども、雨漏りの修繕を行いたいということを思っているものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。6ページをごらんください。6ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金につきましては、111万2,000円増額し、136万2,000円とするものです。これにつきましては風疹の予防接種に伴うものでございます。

同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金につきましては、828万5,000円増額し、3,162万7,000円となります。これにつきましては幼児教育・保育の無償化等によるシステムの改修への補助金ということになります。

15款です。県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。50万円増額し、1,894万1,000円とするものでございます。これにつきましては歳出側のコミュニティバス事業費の増によるものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、5目公共施設整備基金繰入金でございます。1,828万1,000円増額し、2,127万円とするものでございます。これにつきましても歳出側の施設修繕、ヒートポンプチラーでありますとか陸屋根の雨漏りの整備、それからエアコン等の修繕を行うため、基金からの繰り入れを行うものでございます。

7ページをごらんください。21款町債、1項町債、1目総務債でございます。180万増額し、1億1,840万円に増額するものでございます。これにつきましては複合施設の整備に伴う合併特例債の借り入れ分ということになります。

続きまして、14ページをお願いします。14ページにつきましては、特別職の給与費明細書をつけております。下段の比較の欄、その他の特別職で報酬が85万4,000円減額となりま

す。これにつきましては先ほども申し上げましたハンリム大学からのインターンシップ生の増額分、それと地域おこし協力隊が採用に至らなかったための予算の減額を反映したものとなります。

次に、15ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をつけております。当該年度末現在高見込み額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして62億6,668万1,000円となります。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。議案第45号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、お願いいたします。

予算書1ページ、お願いいたします。総則。第1条、令和元年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,841万1,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第1款資本的収入190万円追加いたしまして、6,745万6,000円でございます。第2項企業債、同じく190万追加いたしまして、2,890万といたします。

支出。第1款資本的支出355万5,000円追加いたしまして、2億2,586万7,000円といたします。第1項建設改良費1,980万円追加させていただきます。3,344万7,000円とするものでございます。第2項企業債償還金、157万5,000円追加いたしまして、1億8,978万円とするものでございます。

2ページをごらんください。（「議長、ちょっとストップ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） ちょっと休憩します。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 支出。第1項建設改良費198万円を追加いたしまして、3,344万7,000円とするものでございます。第2項企業債償還金157万5,000円を追加いたしまして、1億8,978万円とするものでございます。

2ページをごらんください。企業債。第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、医療機器等整備事業。限度額2,700万円に対しまして、限度額、補正後でございますが、2,890万とするものでございます。

4ページをごらんください。先ほどの事柄を表にしたものでございます。

5ページをごらんください。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。平成31年4月1日から令和2年3月31日のものでございます。下のほう、財務活動によるキャッシュフロー、先ほどの建設改良企業債の償還による支出1億8,978万円でございます。この結果、一番下、資金期末残高につきましては、2,100万4,000円となるものでございます。

6ページをごらんください。6ページ、7ページ、令和元年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。令和2年3月31日を示しております。6ページ、資産の部でございます。資産につきましては、固定資産の(ロ)建物が大宗を占めまして、右の一番下、34億6,263万3,000円が資産でございます。

7ページ、上段、負債の部でございます。負債の部につきましては、4、固定負債26億9,633万9,000円でございます。これを中心としまして、負債の部合計、真ん中の右でございますが、33億7,663万1,000円でございます。

下半分、資本の部でございます。資本の部、下から2つ目、資本の合計につきましては8,600万2,000円でございます。合わせまして、負債資本合計は34億6,263万3,000円でございます。

8ページをごらんください。令和元年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)見積書でございます。

款1、資本的収入、企業債、190万円補正いたしまして、2,890万円でございます。

支出。款1、資本的支出、1、建設改良費、1、固定資産購入費198万円でございます。これは機械備品購入費でございまして、便潜血検査用機器でございます。検使用の機器でございますが、現在西伯病院で使用しておりますものにつきましては、定性法というものでずっとやっておりました。これにつきまして県のほうから推奨がございまして、定量法というものにする事になりまして、これに必要な機械を買わせていただくものでございます。

2、企業債償還金、1、企業債償還金、償還につきましては157万5,000円を追加するものでございます。これにつきましては平成31年2月、借入金、企業債につきまして当初の予定価格で申請いたしました請差、これは薬剤の調剤支援システムでございますが、請差が生じまし

て157万5,000円償還するものでございます。

9ページをごらんください。企業債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前々年度末現在高32億3,484万5,000円でございます。前年度末現在高30億5,186万3,000円となりまして、当該年度末現在高見込み額、一番右でございますが、28億9,098万3,000円となる見込みでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

なお、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次行きます。

議案第40号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） このたびの条例は、10月に予定されている消費税10%の増税を見込んで、上水道及び下水道、それからごみですね、それと病院関係を、条例を10%に上がったときに使えるようにしておきたいということを出してこられたということですよ。

そこで町長にお聞きしますけれども、町長、10月1日といたら年度の半ばですよ。半ばに国の法律が、国によって10月1日から2%増税だということなんですけども、どこの町村も困ってて、これを、こういう条例をいつ出すか、国が決めることですからね。国が決めるところは、町はだめだということできないんですけども、例えば隣の伯耆町の話聞かれたと思うんですけども、町長は3月議会で、どうなるにしたって平成31年、いわゆる令和元年度の分についてはもう出さないと、予算も条例も出さないとということですよ。そういうふうに3月議会で言われてるんですよ。

日南町は御存じのように8%に上がったときには、住民の暮らしを考えたら大変だということで、国が決めたことやから5%から8%にしないといけないけども、その分の上下水道料を抑えて住民には増税分を反映しないようにしていつてるんですよ。恐らく今度の10%についても同じようなことするのではないかと思うんですけども、そういうふうな近隣町村の様子を見られて、

今回、予算についてはおいとくけれども、条例を準備するというのですが、私は準備のこともそうですけれども、お隣の伯耆町に倣って、少なくとも年度半ばですということになったら、今度はまた補正予算も出てくるわけですね。

私たちとすれば、国民の半数以上が反対している消費税増税は非常にけしからんし、次の選挙で何とかしたいと思ってる国民も多いわけですよ。そういう中で、そういうふう願ってる町民もいる中で、公平性を保つ意味から見たら、様子見も含めてこのような条例改正は今回出さずに、少なくとも伯耆町に倣って見送るということも一つの方向ではないかというふうに思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町民の暮らしや生活のことを考えれば非常に心苦しいところはありますけれども、社会保障に充てる消費税の増額でございます。プライマリーバランスをとるためには消費税は13%だろうというぐあいな数字まで出ているところでございますので、ぜひここは将来の社会保障のためにも御理解をいただいて、住民の皆様にも御理解をいただきたいと、このように思ってます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、この消費税の税率改正で上水道、下水道を上げることが社会保障のお金になるんだというんですけれども、国会でも責任者が、社会保障にお金がないから消費税だというんですけれども、消費税というのは一般財源でしょう。色ついてるんですか。例えば今度町議会に来るときに、財源分として消費税の還元分ということで何%って来るわけですか。

社会保障というのは、一般行政の中ですから、色ついてるわけじゃないんですよ。私はそういうところでこそ地方自治体に携わった方々が国に対して声を上げてほしいと思ってるんですよ、私たちも上げないといけませんけれども。そんなばかなことが通用するか。どうして社会保障費だけ消費税にならんといけないのか。今、爆買いと言われてるF-35を何本買うというところについては色をつけないのか。これは地方自治体とか財政を一番よく知っている方々が声を上げないといけないんじゃないかと思うんですよ。その上でお金が足りなかったらどうしようかだったら話わかるけれども、住民の今、水道料金を2%上げようかというときに、社会保障のためだと言って、そういう説明で私は行くのかと思うんですよ。この点について、それに仮に消費税が社会保障のためとしたって、半年間ぐらいどうにでもなることやないですか。なぜ、急いで意見が分かれてるものをこんなふうにしなないといけないのかという点について、もう少しお考えいただきたいと思うんですが、変わりないですか。



○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 水道料金であったり下水道料金であったり、このあたりは非常に皆様の生活に密着したものでございます。これを半年間ぐらいいは税を上げずにということと言われてるんだらうと思いますけれども、間違いなくこれから先々上げていかななくちゃいけませんし、まだ今のこの消費税の段階はまだまだ入り口でして、将来のこの公共料金に対して、将来に対してツケを回すわけにはならないわけです。今、公共料金の審議会等を通じて全体の本来の料金としてはどのあたりが妥当なのかということを検討いただく予定になっております。それを含めれば、今、少なくともここで消費税分を上げておくことが、将来に対しては大きな値上げにつながらないだらうと、こう思ってるところでございます。

いずれその数字等もお示ししながらここで御議論いただかなくてはいけませんけれども、ぜひまたこの消費税については、ここは御理解いただきたいと、こう思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、これから先に公共料金上げていかんといけんというのは、これは私は慎重に言われたほうがいいと思うんですよ。公共料金って全てのものにかかわってくる。

今、町民の暮らしというのは、今度、一般質問等に出てくると思いますがけれども、国保自体も構造的な問題と言われてる中で、生活費関連の公共料金下げてほしいというのが住民の声なんです。年金で2,000万も足りないという話が責任問題になっていますけれども、そういう多くの国民、町民がいる中で、町長は消費税ぐらいいはと言うんですけども、公共料金についての考え方の問題ですよ。

私は、ぜひ考え直してほしいと思うということをおっしゃると同時に、委員会ではどなたの担当ですか。各課の担当がこれによる今回の、今回は予算は計上していないということですけども、この条例を変えることによって、どれぐらいの影響額と見ているのかという点ですね、それを聞きますので、ぜひ試算しておいてほしいと思います。

町長、考え方に変わりはないということですよ。私は、少なくとも首長会が町村会等で、このようなやり方はやめるべきだと、社会保障費は消費税に限らずちゃんと全額しろと、そういうことを首長としてぜひ言ってほしいと思うんですけども、そうはなりませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 消費税についてはぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 2点ございます。1点目は、今の最初のほうの消費税の分は真壁議員が言われた。

西伯病院とし尿の関係なんです、確かにこの消費税の問題は、医療、福祉については損税になっております。原則、患者さんに転嫁できないというのが原則みたいになっておっただないかなと思っておりましたが、つらつら見ましたら西伯病院もこういうことで全部消費税がかかって、これを国に納めておられるんだと、今この病院財政が厳しい中、どうしようもないとは思いますが、一つ疑念があるのは、例えば診断書料等は医院によって、これは値段は自由ですのでこれはいいですが、往診料とか訪問診療とか、こんなのは医療点数で決まってると思いますけども、これらは西部医師会との、また、医師会との連携というか、そういうとの話し合いというのはきちとなっているものかどうか、こんな関係なしにこれは病院で決められることだろうか、今、疑問思いましたが、その件についてひとつ教えてください。

最後のもう一つは、し尿の関係ですけども、これも単純に2%上乘せしておりますが、これはそういう簡単なものでいいといやあそれまでですが、大体し尿についてはいろんな行政と組合との話し合いがあったと思いますけども、これらはもうそんなこと関係なしにぽんと2%上げてもいいものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。先ほど細田議員のおっしゃるとおり、診療費につきましては、もうこれは国の決めることですので、病院は一切さわりません。今のおっしゃった往診料とかそういったことは入ってますけど、これは自動車で動きますので、その自動車で動く分の改定になっております。いわゆる医療の診療、いわゆる診療代ですね、これにつきましては繰り返しますが国が決めるものでございまして、これは1円たりとも病院ではさわれません。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。し尿に関しましてお答えさせていただきます。

組合等と話があったのかとおっしゃいますけども、西部広域行政管理組合との話はございませんといいますが、打ち合わせのほうを、お話をさせていただきましたけども、それぞれ市町村のほうが決めるということで任されておるところです。

近隣の市町村のほうへ聞きましたところ、米子市さんにつきましてはもう既に上げられておりますし、近隣の町村のほうの話も聞きますと、今回上げさせていただくというところが多数あ

たように思っております。

それと、そのし尿2%分を上げないということになりますと、上げない分は許可業者さんが全部かぶってしまうということを御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君、よろしいですか。

○議員（10番 細田 元教君） もうあと委員会で聞く。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。今回の議案第40号なんですけれども、南部町上水道給水条例の一部改正、それから南部町公共下水道条例の一部改正、それから農業集落排水処理施設条例の一部改正、それから浄化槽の分、それで最後に病院の分が全部まとめて入ってるんですけれども、これ消費税が上がるからというのでこれ全部ひっくるめて条例つくって、こんな乱暴な条例つくっていいもんなんですかね。これそれぞれの条例について一部改正ということにして、新旧対照表つけてそれぞれすることじゃないんですかね。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、答えますか。町長。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 例規のルールにのっとってやってるつもりでございますので、御理解ください。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君、よろしいですか。

○議員（1番 加藤 学君） わかりました。だったらいいです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第41号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第42号、南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この今回の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、先ほど説明では、いわゆる任期付職員の適用除外のところを外して、管理職手当等

がつけられるようにしたいということをはっきり言っているわけですね。主に任期付職員を管理職として採用していくということを見込んでいくというふうには聞いたんですけども、例えばどのような管理職を想定しているのですか。任期付職員ですから、任期付職員の給与等については一般職の給与ではないわけですね。

例えば管理職がいるところに部下等がおった場合に、給与との関係ではどうなっていくのか。以前に特別職の報酬引き上げのとき、引き上げなかったら下にいる課長とのつり合いがとれないので上げるのだということをはっきり言って上げたことあったやないですか。そういうことは現場ではあってはいけないんだと私たちも理解したわけですよ。とすれば、この管理職の手当を出す方というのは、部下がないところになるわけですか。そういうところあるんですか。それはどんなふうに考えてるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 任期付職員の管理職に任用する可能性と申しますか、やはり任期付職員であっても、高度の専門的な知識であるとか、あるいは専門的な知識のある方を任期を限ってこれは採用する制度という形になりますけれども、そういう方について管理職という、それは課長とは限らないとは思いますが、そういう形で任用が可能ないようにしたほうが手当の面においてもということで、このたび手当のほうも見直しをしたほうがいいじゃないかということで、このたび提案をさせていただいたものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私、いつも回りくどい質問せんとずばっと聞けと言われてるんですが、ずばっと返してほしいんです。一体どんな管理職を想定してるんですか。必要があるからこれ出してきたんでしょう。どうも聞いとったら、何かもう一つつくるのか、それとも今のところにあったかどうか知りませんが、何を考えてるんですか。それを言ってください。ここで言えんということは委員会でも言えないかもわからじゃないですか。何を考えてるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。これからの話になりますけれども、例えば今、空席になっている防災監であるとか、あるいは課長では、いろいろ専門員という職も、今現在は任用しておりませんが、今後出てくる可能性はあるかもしれないというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 南部町では管理職がもしかしたら足りなくなるのではないかと

うのは、今までの採用が非常にいびつやったからそういうこと出てくるということも、もしかしたらあり得ることなんかというふうに思ってたわけで、これどうするんだろうかというのがあります。

どうしても実際管理職の仕事をするのに給与はそのままいいということはないから、処置としてこういうこともあるんだとは思いますが、町長、隣の伯耆町を例に出して申しわけないですけども、以前言いました。伯耆町と南部町は同じような人口ですけども、職員数は10人以上違ってたわけですよ。まだ少ない。南部町は職員を採用しなくて、お金を残してきたんですよ。どうしたかといったら、多くの非常勤職員をつくってきたんですよ。ブラックの公務員をつくって、今、国がいけないって騒いでいて、それも改善していますけれども、その結果の一つがこのこういうふうな状態として出てきてるんじゃないですか。だとすれば、議会でこれを通して何とかしようかというの一つの方法かもしれませんが、これまでの南部町としての自治体職員をどんなふうに育成してきて、将来にわたって人口が少なくなるけれども、どういうふうにしていこうかということも含めて説明してくださらないと、専門職が要るので任期付に管理職手当をつけたら済むという問題ではないと思うんですよ。その点で町長は、今後のいわゆる人事計画等についてどんな課題があるというふうに考えてるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。人事のことについて特に今、今回管理職の問題ですけども、非常に高度化、複雑化する行政の課題に即応するためには、やはり専門家、プロ集団でなくてはいけないと思っています。その中で先ほど副町長が言いました防災監であったり、または農業のプロであったり、いろんなところがこれから本来の、今回の一般質問の中にあります観光であったり、これまでの行政職を育てる以上に本当のプロを連れてきてでもその知識や経験や能力を問う、これは多くの自治体でも実際に問われてるところだろうと思っています。そういう面からもやはり高度な知識を持った方が管理職になっていく、その道をつくる、さらには管理職手当の制度もないということでは少し不十分だろうということで今回の提案をしたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。（発言する者あり）もう3回です。

次、行きます。

議案第43号、南部町森林整備基金条例の制定について、質疑ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今、ぱっとして言おうと思ったら、板井議員が一般質問にちょう

ど同じようなことしておられまして、詳しくは板井議員の質問のときお聞きします。

この基金をためて南部町の森林をどのように持っていただけたら、1点だけ教えていただきたい  
と思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 詳細はまた課長にでも聞いていただければいいんですけど、私は考え方  
だけ言います。

基金をつくるのがデューティー、義務になっていますので、基金をつくらざるを得ないとい  
うことでございます。したがって、予算の中にも出てますけど、大きな基金を積むということ  
ありませんで、基金の入れ箱をつくっておくのが今回の制度の中の一つの義務になっております  
ので、今回提案させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 細田議員、よろしいですか。（発言する者あり）

ほかにありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の森林整備基金条例の制定については、先ほど町長がおし  
ゃったように、町村がこの基金条例をつくっておきなさいと。二千二十何年でしたっけ、いわゆ  
る復興の税ありましたよね、それ終わってからでしょ、集めるのは、2024年ですか。それま  
では前借りのような感じですから基金をつくれということでしょう。これは議会でも森林環境  
税等について推進をということが自民党から出てきて、私たちも森林を7割以上抱える町とし  
ては、森林環境税のような取り組みが必要だということまで一致したんですけども、財源をどこに  
まとめるかということまで一致して出したわけじゃなかったんですよ。

そこでお聞きするんですけども、この森林整備基金条例はお金が来ますよね。何を財源とし  
て来るんですかということもさっき言ったんですけども、この財源の集め方を、町民の生活にど  
んなふうに影響があるんですか。これについてどうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。こちらの財源は、森林環境譲与税を財源としてこの  
事業を実施するものでございます。

今現在、個人住民税の均等割で、東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策対応分と  
いうことで、平成でいいますと35年まで1,000円引かれているというものがございます。  
そちらをそのまま引き継ぐような形で、36年からは森林環境税として個人住民税のほうから1,  
000円ということ均等に課税されるというものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、聞かれたように、森林環境税を充てるんですよ。南部町からどれだけ集めるかといったら、住民1人当たり1年間1,000円でしたね、たしか。そうでしょ、1,000円集めるんですよ。この分配の仕方どうなさるか御存じですか。人口割ですよ、人口割が3割占めるんですよ。ということは、人口の多いところ行っちゃうんですよ。それ言いたかったんだよね。自民党こう思ってるんですけども、こういうことやっとなって、吸い取って、全部来るかと思ったらそうじゃないわけですよ。

そこで、国会でも問題になってたと思うんですけども、私は、町長として森林を抱えている町として、森林環境税は必要だけれども、このお金の集め方ですよ。住民からなべて全国で取っという、それを人口比率も入れて分けようかじゃなくて、するのであれば少なくとも森林に、お金かかるところにせんといけんわけでしょ。そういうやり方というのは、私はどんどん格差広げていくし、まして言えば、消費税のごとく、金持ちもお金がない人も関係なく一律1,000円ですよ。そのやり方が本当に森林環境を守っていくような税金としてふさわしいのかということも考えていかんといけんと思うんですよ。

私は、町長は知らん顔して聞いとんるけども、上がつくれと言ったからつくれということだと思うんですけども、地方自治を大事にするということは、こういうところでやっぱり声上げていくことではないかと思うんですよ。少なくとも環境税を取るのであれば、きちっと森林が整備できるように全額充てるようにしていかなければ、都市部の人口割にして、土地多いところ持ってどないするんですか。そういうことをぜひ言ってくれませんか。つくるといっても、これもお金を集める前につくっという、いや応なく全部賛成に持っていこうとしてるわけですよ。やり方が汚いなと思って見てるんですけども、ぜひそういう声を上げてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 私も同感です。最後の最後に都市部の皆さんから1,000円を取ることが理解を得られないということで、結局、3割部分が人口の比率になったということは非常に残念です。二十数年にわたって多くの首長の皆さんが水源税ということで川上の森林を守るために、自治体の財源として、当然川下の都市部の皆さんに負担していただくということを前提に闘ってきたんですけども、最終決着はこういうことになってしまったということに、私としても非常に残念です。これがこれから先々、一度決まったものが、皆さんも御存じのとおり、この税配分が大きく変わることがあるのかどうかわかりませんが、悔しいと、これはおかしいとい

うことは常々言っていきたいというふうに思っていますし、林家の収入を上げて、そのことが森林を守るということにつながるんだということも声高らかにこれは言い続けなくては行けないと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第44号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 私、1点聞かせてください。13ページの板祐生記念館のことです。毎年、予算決算常任委員会でも出る話ですけれども、維持管理費が1,200万かかって、入ってくる収入、使用料が20万、40万。こういう形で今までずっととるわけでした、その話の中でも今後検討していきますという話だったと思います。今までそういう検討会というのは現実にされたことがあるのでしょうか。

それと、検討もされているのであれば、今後どうしていくという方向性、これもじゃあいつまでに結論出そうやというような話でもあったのでしょうか。いつまでも考えます、考えますですっていつまで経つのでしょうか。そこら辺ある程度、これだけ1,200万の赤字が出ている施設の将来というものは、ある程度いつまでにという目途を持ちながら検討するべきじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 人権・社会教育課長、角田有希子君。

○人権・社会教育課長（角田有希子君） 人権・社会教育課の角田です。利用料の検討会ということなんですけれども、今まで検討会自体は開かれておりません。ただ、板祐生記念館の運営審議会の立ち上げというものに過去ずっと向かってはきていますけれども、そちらの開催にまだちょっと至っていないというのが現状です。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 町長、教えてくださいませんか。今まで検討するという話で担当課とは詰めてきたつもりなんですけど、以降全然その方向性の検討がされていないという話ですが、こういうことをずるずるずるずるやっていくんですか。町長も、いつか将来的な方向性というのは決めにゃいけんという話をされたと思うんですが、町長、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど真壁議員にも申し上げましたとおり、公共料



金と同時に各施設のこれからのあり方というものを検討してまいります。

私どもは、これまで昭和、平成、そして今、令和を迎えていますけれども、いろいろな公共施設というものをここに抱えてきています。これは全て町民の文化度を上げたり、さらには生活の豊かさにつながるものとして、その時代時代に大切にしてくるにつれてきたものですが、今後、このものを維持できるかどうかということは、その都度、その時代背景をもとに考えていかなければならないと思っています。もちろん、住民の皆さんの御負担というものが背景にあるということをよくよく考えながら検討を重ねていきたいと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 全般的に町内のこういった施設が、維持管理のために非常に大きな金が必要という施設はたくさんあると思います。これも含めて検討して、本当に検討して方向性を出していただきたいと思っておりますし、今回補正額が23万、全体、修繕料が50万だというような金額ですが、これからこういった形ですとその施設を現状で運営していけば、エアコンばかりじゃなくて、あそこも壊れる、どんどん老朽化して修繕費がかさんでいくわけですので、施設の運営方針、それから今までのように検討しませんでしたじゃなくて、これからはいつまでに決めようやというような積極的な検討をぜひお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 歳出の11ページ、商工費の観光費のところの体験型観光推進事業が予算が組み替えになっている。それで、地域おこし協力隊がなかなか採用できないので、観光協会の職員を、臨時職員等を採用したいと、こういう内容の予算が出てきています。きょうの全員協議会では、緑水園の人事が、100%町が出資している株式会社緑水園の人事に、社長に、町の観光プロモーターとしてなされた方が就任なさるということを報告を受けてきました。そのときに、観光プロモーターのまま社長を引き受けられるということだったんですね。

そこで問題というか、私たちが指摘させてもらったのは、彼のいわゆる人件費等をどのようにして見ていくのかという問題があるんですけども、今のままだと仮に副社長が理事で緑水園に入られて町の一定の責任は保ってるとしましても、緑水園が今、一般財源を入れなければ赤字になっているところで、社長に、町が観光プロモーターとして採用なさってる方を社長と持ってきて、そのまま観光プロモーターの人件費を払いながら、社長の経費は若干以前よりも少なくというの、これはちょっと、こういうやり方をしとったら今まで同じ、緑水園の事業全体がどのように運営されて、経営はどうかということが見えにくくなるのではないかと思うんですね。非常に町の財政等におんぶにだっこのやり方じゃないかと思うんですよ。

今回、緑水園を立て直して責任持っていくということになれば、私は社長としての分をきちっと緑水園の中で経費を賄うべきだと思うんですね。そういうふうにしてたところこういう予算ですよ。これは地域おこし協力隊、観光事業しとったからそのままいくんだと言いますが、これ住民から見たら、責任者の観光プロモーターが社長に行っちゃって、臨時に人を入れるということになってくるわけですよ。これが通用するでしょうか。まだ、観光協会を緑水園に持って行ってあそこを観光の拠点にして、そこに要る人だということだったらまだわからんことないですけども、そうする予定なんですか。それじゃなければ、今回の予算のあり方は、なる人になっても住民に説明がつかないし、町としては無責任なやり方ではないかと思うんですけども、予算の詳細は委員会で聞くにしても、町長、私の疑問にどのようにお答えになられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 真壁議員の御疑問に答えたいと思います。全く言っておられることは当たりません。（「当たらない」と呼ぶ者あり）ええ、御心配ありません。

観光プロモーターの本来の仕事というのは、この地域の中に観光を、客を呼び起こしてこの地域の中でお金を落としてもらおうということが一番のミッションだろうと思ってます。その一番最初の時点、まずこの地域の中に人を呼び込むところまでは観光プロモーター、一生懸命やっていたきました。蛍の観光でも、今回も多く訪日外国人たちもほたるバスを使って来ています。

しかし、残念ながら、ではそれが滞留をして南部町の中にお金を落としたのかということになると、またこれも御議論があるところだろうと思ってます。今後のプロモーターの大きな仕事というのは、この地域の中で滞留時間を延ばして南部町の中にお金を落とす。そのためには、やはり緑水園との一体的なプロモートというのは、これ重要なミッションになろうと思ってます。そういう意味で今回兼務をしていただきました。緑水園の社長業も大変でしょうけれども、プロモーターとして緑水園に入るといふことに私は大きな意義があろうと、このように思っています。ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、今の町長の話に住民が聞いたら怒ってるんですよ。観光協会は緑水園のためにあるんじゃないですよ。町民全体がほかの事業でも、緑水園以外にも仕事なさってる人や、観光事業に携わってる方々のためにあるんじゃないですか。そのトップを社長に持って行ってそれが当たり前だ、緑水園こそがというのは、これは私は町として100%出している株式会社緑水園だから当然だと見ることと意味が違うと思ってるんですよ。ほかの事

業なさってる方はどうするんですか、そしたら。

それと、もう一つ見えてきたのは、結局は緑水園を立て直しするといっても、これは腰かけ的な段階だなと今聞いて思いましたよ。そんなことでできるのかって思いません。私は、やはり町の姿勢が一番大きいなと思いました。少なくとも、持って行ってこれはできるんだというけど、観光事業そのものが緑水園を支えるものではないということちゃんと割り切るべきですよ。

それと、緑水園どう立て直すかというところで、社長になる人にはそれなりの緑水園の中でお金を手当てしなければ住民に説明つかないじゃないですか、赤字になったときの。そのいかげんさが今まで出とったんじゃないですか。何ら変わらないですよ、考え方で。その批判にどうお答えになりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、いかげんななんていうことは、今、これまで一生懸命緑水園を運営されてきたこれまでの体制に対する、大変無礼だと私は思います。少なくとも赤字を出さずに経営をされてきた、この今までの体制も一生懸命やってきていただいた。その上に、私は観光というものがこれからの南部町の中に大きなウエートを占めていく、そういうものをまたつくっていかねばならないと、掘り起こしていかなくてはならないと思っています。それには観光プロモーターのこれまでの御経験や、それからネットワークや、そういうものが非常に大事になってくると思っています。

今までは、観光協会の中でそれが十分に発揮できたのかということもあろうと思います。やはり緑水園は宿泊施設だということもありますし、それから一番奥部にございます。そこまで誘客をつくっていくということは、今真壁議員が言われたように、他の南部町の中の観光に全てに影響があると思っています。これまで皆さんが願っているように、花回廊に幾ら減ったといえども30万人以上の方が来ています。そういう人たちをどうやって町内に滞留させ、滞在時間を延ばすのか。これがやはり一番大きな観光の課題だろうと思っていますので、ぜひ私も大きな期待をしていますし、さらには力も入れていかなくちゃいけないとこのように思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 3回済みました。（「もう一回ある」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、いかげんだというのは、町長、あなたが言われたんですよ。どう言ったかといったら、緑水園の社長も大変だそうだけれども、観光プロモーターの仕事がってこう言ったんですよ。普通聞いとったら、今まで1人の方が社長しって大変だったとこ

ろを兼務してやるというんですよ。あなたがそう言ってるんですよ。そのことが……（発言する者あり）言いましたよ。あなたが……（「いいかげんだと言ったのはあなただ」と呼ぶ者あり）あなたがね。（「私はいいかげんだなんて……」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 4 時 1 3 分休憩

午後 4 時 1 3 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私は、あなたがおっしゃったのは、社長も大変ですけども、観光プロモーターをやる中でとこう言ったんですね。今まで社長1人がやって大変だったところを観光プロモーターって町からお金もらった人が社長も兼ねてやるんですよ。幾らかのここから人件費が、今までより少ないけど出ると言いましたよね。それで本当に緑水園が責任持って立て直していける基盤になるのかということと、何回も言いますが、観光協会は緑水園だけのものではない。観光協会がトップになる方が社長になることによって緑水園を中心にして観光事業を起こすということは観光協会が納得してるんですか。それも聞きたいです。そういうところも含めて、町長は考え方を変えられないかもしれませんが、私はぜひ観光協会の方々や町内の観光事業に携わる方々の意見も聞いてどのようなやり方がいいのか、それと仕事をなさる方が社長として住民に歓迎してもらえるような受けとめ方ができるような体制をとることが町の責任だと指摘しておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁要りますか。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁結構です、同じことやと思うから。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 1点だけお聞きしたいと思います。今回の補正予算で、特に土木費の関係でございますが、ぱっと見ても2億弱ですね、補正が。これプラス繰越明許で繰越額が4億近くあるんですよ、災害関係が。これがこの単年度で、これできるだろうかと。本当にしゃあね入れじゃないけど、いろんな人員も配置してでもこれをやらしてもらわにゃいけんですけども、今の進捗状況と、またこれらをする手助けというような感じのことが必要だと思いますけども、町長及び担当課はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。非常に仕事量がふえて、職員には苦勞かけてると思

っています。災害の繰り越した分については、大まかなところを今、森林の関係、林道の関係ですけれども、発注をできたというふうに思っています。まずは災害復旧ということを優先しなければならぬと思いつつも、こうやって道路関係の予算というものもありますので、この進捗も図っていかなくちゃいけないと思っています。

いずれにしても繰り越しがこの近年非常に多いということが私も気がかりですので、どこかでこの問題をひとつリセットしながら、単年度の中できちんきちんと仕事が終わっていくようなそういう仕組みに変えていきたいと思っていますのが1点。

それから、もう一点は、今も募集してますけれども、土木技師を長いこと募集しています。なかなか手を挙げていただけない、受けていただけない、合格もしないというところが課題ですけれども、これに対しても何らかの抜本的な方針を出さなくちゃいけないとも思っています。これをテレビでごらんの皆さんの中で、我こそはという方がおられたり、または高専や工業高校で土木を学んでいる方がおられたら、ぜひまずは試験を受けていただけないだろうか、このように思っているところでございます。ぜひ、そういうところの課題があるということを議会の皆さんとも認識しながら、町民の皆さんにも御協力いただきたい、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今、町長からいみじくもよく言えば確かにそのとおりですが、その言っておられる裏じゃないですけど現実には、今の担当課の人が、人員が少な過ぎると言っても過言じゃないと思う、そのとおりだと思います。あのまま、このまま繰越明許の4億近く、または土木で2億近く、今回の補正。今にも、今度は梅雨になったらまた雨が降りますよ。また同じところがまた壊れたりなんかするような関係です。これは今の担当課の職員がまたノイローゼ等にならないように、オール南部町で、極端なところではっきり言います。町長もたしか技師でしたね。田村企画課長も技師でしたね。いろんなことはあろうと思いつつも、いろんなことで協力しながらでも、これくらいと思うだがん、年間で5億近くも事業しようと思ったら、今の人員じゃ。こういうことがありますので、ぜひ考えていき、スムーズにできるようにお願い申し上げたいと思います。コメントがあればどうぞ。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁ありますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議場にも私の先輩たちがおられますので、いろいろな面で技師の獲得に御協力いただきたい、このように思っています。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第45号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

来週17日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集よろしくお願ひいたします。それでは全て終了です。御苦労さんでした。

午後4時20分散会

---